

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年7月31日付「保医発第0731001号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、下記の項目につき検体検査実施料が平成20年8月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

「検査実施料」の新規収載

| 点数区分 | 検査項目名 | 検査方法 | 実施料 | 判断区分 判断料 | 注 |
|---------------------|------------|---------------------|-----|-------------|---|
| D008 内分泌学的検査 | | | | | |
| 12 | TRACP-5b定量 | 定量的酵素免疫測定 (EIA法) | 160 | 生化Ⅱ 144 | * |

[注]

*：ア TRACP-5b 定量は、区分番号「D008」内分泌学的検査の「12」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx) 精密測定に準じて算定する。

イ TRACP-5b 定量は、代謝性骨疾患及び骨転移(代謝性骨疾患や骨折の併発がない肺癌、乳癌、前立腺癌に限る)の診断補助並びに治療経過観察時の補助的指標として実施した場合に6月以内に1回に限り算定できる。また治療方針を変更した際には変更後6月以内に1回に限り算定できる。

本検査を「12」のI型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)精密測定、「13」のオステオカルシン精密測定、「16」の尿中デオキシピリジノリン精密測定と併せて実施した場合いずれか一つのみ算定する。

なお、乳癌、肺癌又は前立腺癌であると既に確定診断された患者について骨転移の診断のために当該検査を行い、当該検査に基づいて計画的な治療管理を行った場合は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。